

5月号 (536号)

(1) Xは大学時代、友人 $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ と4人で同じゼミに所属していた。そのゼミでは毎年夏に、担当教授の軽井沢の別荘で合宿をするのが恒例となっていた。教授は大学を定年退職すると同時に海外に移住することを決意し、別荘を処分しようと思ったが、どうせなら知り合いに譲りたいと考え、卒業後東京でIT関連の企業を立ち上げて成功しているXに1億円で売却を持ちかけた。Xはちょうど別荘の購入を考えていたものの、1人ではそれほど利用できる時間もないので、ゼミ仲間だった友人たちに声をかけ、4人で2500万円ずつ負担して共同購入することにした。ただ、教授は現金での支払を希望したことから、当時株の売買で大儲けしていたXが3人の分を立て替えることとした。3人は1年後にそれぞれ2500万円ずつをXに支払うことで合意したが、支払期限を過ぎても誰も払おうとしなかった。そこでXは訴訟を起こすことにし、代理人はゼミの後輩で名古屋で弁護士をしているAに格安で頼むことにした。Aは他にも案件を抱えていることもあり、名古屋で訴訟をするのであれば引き受けると言った。3人の友人のうち、 Y_1 は名古屋、 Y_2 と Y_3 は札幌に居住しているが、実はXは Y_1 との間では他の2人に内緒で分割払いの約束をしておき、訴えるつもりはなかったものの、名古屋で訴訟をしたいがために、他の2人に Y_1 も被告に加えて、名古屋地裁に各人に2500万円の支払を請求する訴えを提起した。第1回口頭弁論期日の始まる直前に、Xは Y_1 に対する請求についてのみ取り下げた。これに対して Y_2 と Y_3 は管轄違いを理由に住所地を管轄する札幌地裁への訴訟の移送を申し立てた。この申立ては認められるか。

(2) 前回の本演習設問(2)で、Yが養育費の支払を求めて家庭裁判所に審判を申し立てた場合に、家庭裁判所はこれを管轄のある地方裁判所に移送することはできるか。

4月号 (535号)

X夫とY女は結婚して10年になり、9歳になる娘と5歳になる息子がいる。Xはハウスメーカーに勤めていたが、2年ほど前から不況のあおりを受けて会社の業績は悪化の一途をたどり、ついに給料の支払も滞るようになった。XはそれをYに言えず、こっそり転職活動をしていたが、家にお金を入れられなくなったことから、だんだんと夫婦間の喧嘩が絶えなくなった。Xは飲酒の量が増え、時折声を荒げたりすることもあり、また一度は暴れた拍子に振り回した手がYの目に当たってしまい、しばらく青あざが消えなかったこともあった。そんな日々を耐えかねたYは、ある日2人の子どもを連れて実家に帰り、ほどなくして離婚したいとXに伝えた。長女はYの意見に素直に従う傾向があり、Xに会いたいとは明確には言わないのに対して、長男はXを慕い、Xに会えずにさみしい、みんなでまた一緒に暮らしたいと言っている。Xとしては、離婚は仕方ないにしても、子どもとは離れたくないと思っている。Yは、子どもは2人とも絶対に手放さない、姉弟は一緒に暮らした方がよいと思っている。

- (1) XとYの間の利害対立(家庭内)紛争を調整・解決するための手続には、どのようなものがあるか。
- (2) XとYは話し合いの末に、離婚すること、2人の子どもの親権者をYとすること、Yは月に1回第2土曜日にXが2人の子どもと1日過ごすことを認めること、Xは子の監護に関する費用(養育費)として毎月1人当たり2万円を支払うことを合意する離婚協議書を作成した。XもYもしばらくはこの約束を守っていたが、Yが、長女が嫌がっているとして子どもたちをXに会わせなくなったことから、Xも養育費を支払わなくなった。Yとしてはせめて養育費だけはちゃんと払ってほしいと思っているが、そのためにどのような法的手段がとれるか。